

公 告

当土地改良区は、新たな土地改良事業（維持管理事業）施行の認可を申請したいので、土地改良法第48条第3項の規定により次の関係書類とともに公告する。

令和8年7月15日

福井市安波賀中島町2-2-1

木田用水土地改良区

理事長 白井 清志



記

1. 公告すべき書類の名称
 - (1) 土地改良事業計画概要書
 - (2) 変更定款
2. 公告期間

令和8年7月15日から
令和8年7月23日まで
3. 公告場所

福井市役所掲示場
福井市農村整備課ホームページ